



経営管理権集積計画の公告について

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年12月2日

滑川市長 水野 達



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
集1-10	大日字圏 138、151	6林班 ハ小班	田	0.11	令和4年12月2日から 令和9年2月21日まで

2 縦覧場所

滑川市役所 産業民生部農林課

滑川市ホームページ (<https://www.city.namerikawa.toyama.jp>)

3 本公告により、滑川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。